

## 市税の軽減措置チェックシート

### (1) 軽減措置の内容

担当	経済戦略局立地交流推進部立地推進担当
概要	国際戦略総合特別区域における市税の軽減
目的	市内の国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を通じて本市内の経済の活性化を図り、もって市民生活の向上に資する。
税目	法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税
軽減対象	<p>【法人市民税・事業所税】 市内の国際戦略総合特別区域に新たに進出し、事業計画の認定を受け、ライフサイエンスや新エネルギーに関する事業を行う法人</p> <p>【固定資産税・都市計画税】 事業計画認定後3年以内に取得・供用開始され、供用開始後1月1日時点にて所有し、認定された事業の用に供している固定資産</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画認定後、3年以内に当該特区関連事業を開始していること</li> <li>・関西国際戦略総合特別区域地域協議会に参画していること</li> <li>・条例に規定された市税の滞納等の除外規定に該当していないこと</li> </ul>
軽減割合	<p>最大で5年間税額ゼロ+5年間1/2</p> <p>※法人市民税・事業所税については、市内からの移転の場合、従業者数等の増加割合に応じて軽減</p> <p>※固定資産税・都市計画税については、認定特区事業の用に供している割合に応じて軽減</p>
軽減期間	最大10年間
減収見込額	10年間見込 約1,930百万円
導入経費 (別途予算要求有)	526千円(特区地域進出等事業計画認定審査会経費)

### (2) 直近の見直し状況

見直した時期	
内 容	

### (3) 効果の検証

効果測定方法	認定特区事業における設備投資額、雇用者増加数、市税軽減額、進出企業数 ※毎年事業報告書の提出を受け、事業計画に適合しているか等を実地調査等により確認
達成状況	<p><b>【進捗状況】</b>          今回の効果検証期間である平成30年度から令和元年度（平成31年度）までの2年間に於いて新たな事業計画1件を認定しており、平成24年度の制度創設以降、約80億円の設備投資、約120名の新規雇用が見込まれ、10年間の市税軽減額は約5億円と試算している。（今回の効果検証期間においては、設備投資額約100億円、雇用者増加数約800人、10年間の市税軽減額約19億円、進出企業案件8件、と試算していた。）          ※今回の効果検証期間における設備投資額等については大阪市情報公開条例第7条第2号の規定により非公表。          なお、関西イノベーション国際戦略総合特区における数値目標の一つである「特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額：平成30年度目標値490億円」の進捗度は120%（平成30年度実績値：590億円）に達しており、国際戦略総合特区の取組みは順調に進んでいる。</p> <p><b>【今後の方向性】</b>          国から指定を受けた国際戦略総合特別区域である関西イノベーション国際戦略総合特区では、関西で強みを有し、成長産業分野として期待されるライフ・グリーン分野（主に医療機器・医薬品、蓄電池・エネルギー等）における先駆的な研究開発などについて、総合特区の各種支援を活用して取組みを加速化している。          大阪府域においては、大阪府周辺地区、夢洲・咲洲地区、阪神港地区が国際戦略総合特別区域の指定を受けており、大阪府周辺地区では、PMDA（医薬品医療機器総合機構）やAMED（日本医療研究開発機構）などが立地し、医薬品や医療機器等を開発する環境が整備され、夢洲・咲洲地区では、NITE（製品評価技術基盤機構）による世界最大級の大型蓄電池の試験・評価施設が立地・サービス開始したことにより、蓄電池等の開発にかかる環境が整備されている。また、阪神港地区では、阪神港におけるリチウムイオン電池の輸出額が全国シェア 76.7%（2018年）を誇るなど、各地区が有するビジネス環境等を背景に、関連企業の進出が期待されている。          これらの地区における取組みを「地域の責任ある関与」として支援するため、本市では国の税制支援・大阪府の府税軽減制度と連動した市税の軽減制度を設けている。          この市税軽減制度や国際戦略総合特区事業に対する他の支援策（金融支援など）の活用による相乗効果により、大阪府周辺地区では、うめきたにおいてライフ・グリーン分野におけるイノベーション創出を支援する事業が展開され、夢洲・咲洲地区においては、同分野における先駆的な実証事業の実施や研究開発拠点が立地するなど、関西イノベーション国際戦略総合特区が目標とする成長産業分野の取組みが進んでいる。          引き続き本制度を維持することによって、国・府・市が一体となった、より効果的なインセンティブとし、それらを活用しながら特区事業への取組みを支援することで、当該地区における産業集積の促進や産業の国際競争力の強化を通じて、本市の経済の活性化を図っていく。</p>

効果の評価	理由
十分効果をあげている	<input type="checkbox"/>
一定の効果をあげている	<input checked="" type="checkbox"/>
効果に疑問がある	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/>

今回の効果検証期間である平成30年度から令和元年度（平成31年度）までの2年間に於いて新たな事業計画1件を認定しており、平成24年度の制度創設以降では、約80億円の設備投資、約120名の新規雇用が見込まれる。ライフサイエンスや新エネルギー分野における新たな事業が行われ、産業の国際競争力の強化に向けた取組みが進んでおり、一定の効果をあげている。

**(4) 確認項目**

基本的視点		適	不適	説明
1	法律との整合性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本条例における市税の軽減は、地方税法第6条の規定によるものであり、問題ない。
2	公益上の必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本制度は、国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を通じて、本市内経済の活性化を図るという政策目標を達成するためのものであり、結果として「(3) 効果の検証」の通り、設備投資額の増加、雇用の創出等に寄与した。
3	実務上の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	制度創設時点から、取扱いに変更がないため問題ない。
4	対象を定める期間の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	企業の進出に際しては、進出に適した物件の有無、交通アクセス、雇用の確保等、さまざまな条件を総合的に勘案し、それに基づき進出の意思決定や事業計画(設計等)の作成が行われるため、一定の時間を要するということや、国税の軽減措置の延長に合わせ、令和2年(平成32年)3月31日までとした期間は妥当であった。 引き続き市内の国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を図るため、事業計画の受付期間を2年延長し、令和4年3月31日までとしたい。
5	軽減期間の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	軽減期間については、研究開発型分野では事業が軌道に乗るまで長期を要するケースがあることを踏まえるとともに、国内最長という競争力あるインセンティブとしたことにより、新たな企業の進出に寄与したことから、10年間という軽減期間は妥当であった。
6	手段の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「地方税ゼロ」というインパクトのあるインセンティブとするとともに、国際的に競争力のある法人実効税率を実現できることから、産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を図るためには本軽減措置によるのが妥当である。 なお、平成30年度税制改正では、一部縮減はあったものの、総合特区税制に関して制度の継続が示されたことから、本市制度を継続し、総合特区税制の活用も図ることにより、税制面における国際競争力及び国内各都市に対する優位性を保つことが可能となる。 こうしたことから、本市としては、産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化にあたり、「地方税ゼロ」という強力なインセンティブを保持するため、現行制度を延長実施する。
7	他の施策との関係	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	総合特区制度において、地方公共団体は、国の施策と相まって政策課題の効果的な解決のために必要な施策を実施する責務を有しており、その一環として市税軽減措置を実施しているという関係性がある。
8	減収見込額の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前回延長時の試算における減収見込額と実績見込額とは約18億4千万円の減少となる乖離が生じている。その要因は、過去の市補助制度(大阪市企業・大学等立地促進助成制度)を受けた事業者の設備投資額等を基に、今後売却予定の堺市の土地の総面積にて試算していたことから、減収見込額がやや過大となったことが要因として挙げられる。 今回の延長における試算は、延長期間の2年間に於いて売却予定の土地区画へ進出する企業の規模・設備投資額等の想定を、本制度の適用を受けて堺市へ進出した企業をモデルケースとする試算に改め、10年間の減収見込額は約1億2千万円と見込んでいる。

**(5) 今後の方向性**

<input checked="" type="checkbox"/> 現行のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直したうえで継続 <input type="checkbox"/> 廃止する <input type="checkbox"/> その他	→	見直しの内容	
		見直しの時期	
その他の内容	↓	廃止の理由	
		廃止の時期	

  

終期設定 令和 3 年度	<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討	次回検証年度(予定) 令和 3 年度
-----------------	---	-----------------------

**(6) 財政局のコメント(今後の課題等)**

・ 進出企業1社であるものの、国際競争力を高める先端技術力を持つ優良な企業が進出し一定の効果があつたとのことだが、前回延長時の試算と乖離がある。前回の試算が精査したところ過大だったとのことであるが、本市における中長期的な進出企業数や設備投資額等の定量目標がなくその妥当性が判断し難い。

・ 一方で、本市も構成員である関西イノベーション国際戦略総合特区においては、本市特区内における実績も貢献し、令和3年度末までに掲げている数値目標はいくつかの項目で前倒しで達成するなど、順調に取組みを進めており、その点からは一定の効果があつたともいえる。

・ 今回延長における終期(令和4年3月末)は、今の関西イノベーション国際戦略総合特区の計画期間の終期と同じであること、また本制度創設から約10年が経つことから、今回はこれまでの進出した企業の実績等を踏まえて適切に評価した上で、当該措置の延長の可否を判断していただきたい。その際、関西イノベーション国際戦略総合特区の次期目標を参考としつつ、中長期的な進出企業数や設備投資額等の定量目標の設定を確実にし、それにより効果検証されたい。